

登録委員に対する表彰要領

制定 昭46. 3. 24

改正 昭57. 2. 15 平 8. 4. 1

平20. 4. 1

(目的)

第1 本会は、登録の普及推進及び信憑性の高揚を図るためこの要領によって貢献度が高いと認められる登録委員に対し、予算の範囲内において表彰し記念品を贈るものとする。

(表彰)

第2 表彰は、当該年度終了後の6月に行うものとする。

(選出方法)

第3 支部・承認団体は当該年度終了後の4月末までに、管轄区域内における登録委員について、当該年度の血統登録取扱件数、活動状況、管轄地域の状況などを考慮して、対象となる登録委員を本会に推薦するものとする。

(推薦人数)

第4 推薦は、都府県別の当該年度血統登録申込件数により本会が、定めた人数以内において行うものとする。

(実施期間)

第5 この要領は、平成20年度から当分の間実施する。